転入（他支部）<他支部から1日も空かずに和歌山支部へ転入した場合>

㋐ 組合員証番号	㋑ 職名
012345	教諭

組合員・被扶養者申告書　【一般組合員専用】

（記入の仕方は《記入上の注意》を参照してください）

所属所受付印　和歌山小学校　受付印

共済組合受付印

組合員に関する事項

氏（漢字）	名（漢字）	氏（カナ）	名（カナ）	性別	生年月日 年号	年	月	日	所属異動年月日 年号	年	月	日	所属所コード	共済資格取得日 年号	年	月	日	共済資格喪失日 年号	年	月	日
共済	一郎	キョウサイ	イチロウ	1	4	△	□	1	1	0	1		111111								

組合員

㋗ 1．新規採用　2．転入　3．転出　4．退職　5．死亡

紀陽支店コード	口座番号	預金種別	紀陽支店名	紀陽銀行証明印又は通帳の写 証明欄	通帳の写しを添付する場合は下記□にレ点	公費負担医療 重身	ひとり親	基礎年金番号（4桁）	（6桁）
012	0123456	1	○○支店		☑			1234	123456

㋖ ㋗ ㋙ ㋚ ㋛

No.	申告区分	記入箇所	No.	申告区分	記入箇所
1	組合員資格取得届書	ア・イ・ウ・オ・カ・ク・ケ・サ・シ・フ・ホ	5	被扶養者認定申告書	ア・タ・チ・テ～フ
2	組合員異動報告書	転入 ア・イ・ウ・オ・ク・ケ・サ・シ・フ・ホ 退職等 ア・イ・ウ・キ・ク・フ・ヘ	6	被扶養者取消申告書	ア・タ・チ・ト～ネ・ハ・ヒ・フ
3	組合員証等記載事項変更申告書	ア・フ及び次の変更箇所 イ・ウ・オ・カ・ケ・シ・ス・タ・チ	7	被扶養者継続認定申出書	ア・タ・チ・ト～ハ・フ
4	公費負担医療費制度該当・非該当報告書	組合員 ア・ウ コ・フ　被扶養者 ア・タ・チ テ・フ	8	組合員資格継続申出書（短期組合員→一般組合員）	ア・ヒ該当者のみ・フ

※該当の区分番号を○で囲んでください

郵便番号	住民登録住所（漢字）	住民登録住所（カナ）
640 － 8585	和歌山市　小松原通1-1	ワカヤマシ　コマツバラドオリ1-1

旧氏名		改姓年月日	年　月　日	旧住所		変更年月日	年　月　日

被扶養者に関する事項

被扶養者①

被扶養者氏（漢字）	被扶養者名（漢字）	被扶養者氏（カナ）	被扶養者名（カナ）	性別	続柄	生年月日 年号	年	月	日	認定年月日	事由	取消年月日	事由	重身	ひとり親	扶養手当受給の有無	給与事務担当者証明印	被扶養者の要件を備え又は欠くに至った年月日	職業	年間総収入見込額
																有・無	㊞	年　月　日		円

㋩ 同居・別居の別　同・別　住所（住民登録住所）：〒　㋡ 認定区分　普通・特別

被扶養者②

																有・無	㊞	年　月　日		円

㋩ 同居・別居の別　同・別　住所（住民登録住所）：〒　㋡ 認定区分　普通・特別

㋪ ＜20歳以上60歳未満の配偶者について、下記の場合は記入してください＞
認定申告する場合又は取消（理由：所得超過・離婚・死亡）申告する場合

配偶者基礎年金番号	－

※国民年金第3号被保険者資格（取得・喪失）届書 → □ 同時に提出します

㋫ 申告理由欄：令和▲■年４月１日　公立学校共済組合○○○支部から転入

㋬ 組合員異動報告書（退職等）を提出する場合、下記に記入してください。
①「組合員資格喪失証明書」の要否　：□必要　□不要
②年金関係書類（退職届書、改定請求書等、転出届書）の提出：□同時提出　□提出済
㋭ 転入届書の提出：☑同時提出　□提出済

上記のとおり申告します。（別添のとおり組合員証・被扶養者証 1 部を返納します。）
公立学校共済組合和歌山支部長　様　〒 641 － 1234　TEL 073-441-□□□□
○年 4 月 10 日　住所　和歌山市小松原通1-1
組合員 氏名　共済　一郎

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。　所属所コード 111111
○年 4 月 12 日
所属所名　和歌山市立和歌山小学校
〒 640 － 5678
所在地　和歌山市　△町３丁目1-2
所属所長　校長　福利　太朗
TEL 073（441）○○○○
職氏名　（公印省略）

転入（他支部）〈他支部から1日も空かずに和歌山支部へ転入した場合〉

提出書類（添付書類）

★必須書類
・年金加入期間等報告書
・人事異動通知書の写し
・転入届書

※共済組合員期間が引き続く場合は、前支部で発行された組合員証及び被扶養者証を和歌山支部に返納してください。
（注意：下記「注意事項　記入上の注意」「申告者欄」の組合員証等の返納）

★紀陽銀行の金融機関確認印を受けない場合　（㋕「共済登録口座」）
・紀陽銀行の普通預金通帳（表紙の裏面）又はキャッシュカードの写しを添付してください。
※金融機関確認印とは・・・本用紙に記載していただく支店名・口座番号が正確であることを、紀陽銀行が証明する印です。

注意事項等
記入上の注意

・㋚「基礎年金番号」は、20歳以上の方が記入してください。（20歳未満の方は記入不要です）
・㋛「住民登録住所」は、必ず、住民登録している住所を記入してください。

・被扶養者がいる場合、被扶養者の認定も同時に行うことができます。
被扶養者認定申告を同時に行う場合は、該当の箇所も記入してください。
（申告区分5「被扶養者認定申告書」に〇を付して、「被扶養者認定申告書」の記入例を参照し、記入してください。）

・㋜「転入届書の提出」について、該当箇所にレ点を付記してください。

・「申告者欄」の組合員証等の返納は、前支部で発行された証の返納枚数を記入してください。